

1. 組織名

全国農業協同組合中央会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

総論

意見

○ TPP交渉参加11カ国政府は、4月20日、インドネシア・スラバヤで閣僚会合を開き、わが国のTPP交渉参加を承認した。JAグループは、過半を超える国会議員や、広範な国民各層の理解と支持を得つつ、①TPPは、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる、②TPPのもとで、例外なき関税撤廃が行われれば、わが国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題点を指摘してきたにも関わらず、これらの不安や懸念が払拭されないまま、わが国の交渉参加が承認されたことは遺憾である。

○ 政府は、拙速に交渉に突き進むのではなく、衆参農林水産委員会決議や3月13日の自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立することが不可欠である。衆参農林水産委員会決議は国権の最高機関である国会の意思表示であり、3月13日の自民党決議は与党としての国民との約束である。これらの内容と離反する交渉を進めることは絶対に認められない。

○ 政府がこれまで数回にわたって説明会等を開催し、情報開示に努めてきたことは評価できるが、今後は、情報管理だけが徹底されていくということになってはならない。利害関係者に対する情報開示に一層の工夫がなされるべきである。例えば、第18回交渉会合を主催するマレーシア政府が公開した「TPPの概要」では、「提案について利害関係者と相談することは妨げられない」としたうえで、「様々な団体・個人と累次にわたる協議」を行い、「民間の専門家からの支援」を得る体制を構築しているとされている。政府は、速やかに国内の利害関係者との実質的に意味のある相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させるべきである。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

[基本的な考え方]

○ TPP交渉は、貿易自由化を自己目的化して行うのではなく、食料安全保障や環境保護の必要性などの非貿易的関心事項に配慮して、多様な農業の共存の観点から行うべきである。また、人間の健康と生命の維持に必要な農業は、他の経済分野と異なるかたちで取り扱わなければならない。

○ 衆参農林水産委員会決議は国権の最高機関である国会の意思表示であり、3月13日の自民党決議は与党としての国民との約束である。これらを完全に遵守した交渉結果を確保しなければならない。

○ 2010年3月30日に閣議決定した食料・農業・農村基本計画や、本年6月14日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」、「日本再興戦略(成長戦略)」で示された農業政策の目標に着実に到達できるような交渉結果を確保しなければならない。

[具体的な考え方]

○ わが国からの工業製品の輸出や投資の拡大のしわ寄せを農林水産分野に一方的に負わせることは絶対に認められない。鉱工業品・繊維に関する市場アクセス交渉と農林水産分野の市場アクセス交渉を明確に区分けして交渉し、交渉分野間での横断的な調整は行うべきではない。

○ 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目の国境措置については、衆参農林水産委員会の決議及び3月13日の自民党決議の通りの交渉結果を得なければならない。また、「脱退も辞さないものとする」という決議内容を行使する場合の基準を明らかにすべきである。

○ 衆参農林水産委員会の決議及び3月13日の自民党決議で特定された5品目以外にも、地域特産物として地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしている農畜産物がある。これらの品目では、関税が有効に機能している場合が多く、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう十分念頭に置いたうえで、断固とした対応をとらなければならない。

○ 食料輸入国の食料安全保障の確保の観点から、国家貿易制度や関税収入の特定財源化を継続する必要がある。

○ 2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にするとした「日本再興戦略(成長戦略)」の達成に資するため、輸出拡大が有望な農畜産物について、目に見える市場アクセスの改善を図るべきである。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

貿易救済

意見

[基本的な考え方]

○ 輸入急増時に対応できる仕組みとして、実効性のあるセーフガード措置が導入されるべきである。

[具体的な考え方]

○ セーフガード措置の導入にあたっては、実態をふまえた発動要件の設定など、実効性の確保に十分留意する必要がある。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

輸出規律

意見

[基本的な考え方]

○ 環太平洋地域の食料安全保障をめぐる状況は、高温、干ばつ、台風などの災害が頻発するなど、いまだ不安定である。また、国土条件に制約があり、資源・エネルギーに乏しいわが国にとって、食料・エネルギー安全保障は重要課題である。このため、輸出補助金と同等の効果を持つ輸出支援措置、輸出禁止・制限措置や食料援助、輸出独占について、ルールを確立し、各国は具体的な約束を行うべきである。

[具体的な考え方]

○ 各国は、2005年のWTO香港閣僚宣言を遵守し、2013年末までに輸出補助金と同等の効果を持つ輸出支援措置や食料援助を撤廃すべきである。

○ 各国は、食料安全保障の観点から、食料及び農業生産に必要な資源・エネルギーの輸出禁止・制限措置を導入しないことを速やかに確約すべきである。

○ 農産物にかかる輸出独占は、国際的な農産物貿易市場を最も著しく歪曲するものであり、直ちに解消すべきである。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

SPS(衛生植物検疫)

意見

[基本的な考え方]

○ 動植物検疫措置や食の安全・安心にかかる規制や基準は、人間・動植物の健康や生命の維持の観点から導入されたものであり、輸出環境を改善する観点から、科学的根拠が存在する措置まで、交渉によって緩和すべきではない。

○ 衆参農林水産委員会や衆議院消費者問題特別委員会の決議は、国権の最高機関である国会の意思表示であり、3月13日の自民党決議は与党としての国民との約束である。食の安全・安心については、これらを完全に遵守した交渉結果を確保しなければならない。

○ 本会を含む世界40カ国50団体が加盟する世界農業者機構(WFO)の決議にあるように、地域間貿易協定であっても、WTOのSPS協定(衛生植物検疫協定)、TBT協定(貿易の技術的障壁に関する協定)、さらには国際食品規格委員会(コーデックス)、国際植物保護条約(IPPC)、国際獣疫事務局(OIE)など国際機関の定める基準との整合性を優先すべきである。

○ 一方で、科学的根拠に基づかない各国の動植物検疫措置は、非関税措置であり、直ちに是正させる必要がある。

[具体的な考え方]

○ わが国に未発生の病害虫の存在を根拠とした動植物検疫措置、残留農薬・食品添加物基準、遺伝子組み換え食品の表示義務、遺伝子組み換え種子の規制などは、科学的根拠に基づきつつ、わが国の気候・風土や食習慣等を考慮して導入されたものであり、わが国への輸出環境の改善の観点から緩和すべきではない。

○ トレーサビリティや輸入原材料の原産地表示など民間の自主的取り組みが市場で正当に評価されるよう、食の安全・安心に関して高い基準を設定する必要がある。

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

知的財産

意見

[基本的な考え方]

○ わが国の農畜産物や加工食品は高い安全性、品質、ブランド力があり、これらは、わが国農畜産物の更なる競争力強化にとって、生命線といえる。商標、地理的表示、遺伝資源などについて、貿易促進の観点から優先するあまり、農業者や食品関連産業がこれまで蓄積してきたこれら知的財産の役割が過小評価されることがあってはならず、高い基準を設定する必要がある。

[具体的な考え方]

○ 日本では、特許法、種苗法、商標法などで農業・食品分野における知的財産権が認められている。各国においても、それらが十分に徹底されなければならない。

○ 各国において、わが国農畜産物及び加工食品の模倣産品が流通することのないよう、厳格なルールを構築し、取締りを徹底する必要がある。

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

原産地規則

意見

[基本的な考え方]

○ 第3国から不当に迂回輸入がなされないよう原産地規則が措置されるべきである。

○ 国内制度として、適切な原産地表示制度が整備されるべきである。

[具体的な考え方]

○ 不当な迂回輸入が行われれば、想定を超えた極端な輸入増により、国内農業へ悪影響を及ぼす懸念が高まる。加工農産物や調製品を中心として、不当な迂回輸入がなされないよう、適切な原産地規則を措置する必要がある。

○ 輸入原材料の生産国の表示など、国内制度として、適切な原産地表示が整備される必要がある。

9. 提出意見⑧

該当する交渉分野

競争政策

意見

[基本的な考え方]

○ 農業者は、人間の健康と生命の維持に必要な不可欠な食料を供給するとともに、農村社会を維持、発展するという役割を果たしている。多国籍企業や大規模小売業の利益が一方的に増進され、農業者は買い叩きなどの不公正な行為によってしわ寄せを受けることがないよう、適切なルールが構築されるべきである。

[具体的な考え方]

○ 担い手への農地の集積、耕作放棄地のフル活用、新規就農者の定着、農商工連携・地産地消・6次産業化の推進などを通じて、農業所得を向上させる政策の方向づけが、すでに示されている。そのような取り組みの着実な実践を阻害することや、多国籍企業や大規模小売業の利益のみを増進することがないよう、ルール面の担保を行う必要がある。

○ 各国における協同組合の振興や開発途上国における農業者の組織化の取り組みを阻害することがないよう、ルール面の担保を行う必要がある。

○ ニュージーランドのフォンテラ社やゼスプリグループのように、実質的な輸出独占権が与えられていることは貿易を最も著しく歪曲するものであり、輸出独占を速やかに解消するための厳格なルールを整備すべきである。

10. 提出意見⑨

該当する交渉分野

紛争解決

意見

[基本的な考え方]

○ TPP交渉は、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題も交渉対象としている。紛争解決、特にISD(投資家対国家の紛争)解決の手続きは、投資家のビジネス環境改善を優先するあまり、国民の生活様式や社会背景、文化、気候風土等を背景に各国が構築してきた制度・基準を、ないがしろにするものであってはならない。

○ 衆参農林水産委員会決議は国権の最高機関である国会の意思表示であり、3月13日の自民党決議は与党としての国民との約束である。ISDについては、これらを完全に遵守した交渉結果を確保しなければならない。

[具体的な考え方]

○ 紛争解決手続きは、WTO紛争解決機関(DSB)の例を参考として、公正・公平・中立が確保されるよう、措置されるべきである。

【参考】TPP交渉における交渉分野

| | | | | | | |
|--------------|-------|------------|------------------|-------------------|--------------|-------------|
| 物品市場 アクセス | 原産地規則 | 貿易円滑化 | SPS(衛生植 物検査) | TBT(貿易の 技術的障壁) | 貿易救済 | 政府調達 |
| 知的財産 | 競争政策 | 越境サービ ス | 商用関係者 の移動 | 金融サービ ス | 電気通信 サービス | 電子商取引 |
| 投資 | 環境 | 労働 | 制度的事項 (法律的事項) | 紛争解決 | 協力 | 分野横断的 事項 |

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願いま
す

